

第3次障害者基本計画(改定版)・第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画を策定しました

基本理念

共に育ち、共に暮らし、共に働き、共に支えあう自立とふれあいのまち

障害のある人もない人も、お互いを尊重し、分け隔てなく地域で共に育ち共に暮らし、共に働くことができるように進めていくことで、一人ひとりが自分の生き方を選び、日々の生活の中で生きがいを持ち、共にふれあい、共に支えあいながら安心して自立した生活を送れるまちを目指し、横芝光町第3次障害者基本計画(改定版)・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(令和3年度～5年度の3年間)を策定しました。

基本方針

- ・ 障害のある人の自己選択・自己決定の尊重とそれを実現するための理解・啓発・相談支援の充実
- ・ 地域で自分らしく自立して暮らしていけるまちづくり・ネットワークづくり
- ・ ライフステージに応じた多様で一貫した支援の体制づくり

基本目標

- ①安心できる保健・医療の体制づくり
- ②障害のある児童の教育・保育の充実
- ③就労・社会参加の機会の充実
- ④地域福祉の推進
- ⑤暮らしやすい環境の整備
- ⑥障害福祉サービス等の充実



問 福祉課障害福祉班 ☎84-1257

ちば障害者等用駐車区画利用
証制度がスタートします

公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障害者や介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など歩行が困難な方が同区画を利用しやすくなるよう、県や市町村が利用証を交付する制度が、7月からスタートします。

● 対象者

日常生活で、障害等を理由に歩行が困難であると認められる方
例：障害者・高齢者・妊産婦・けが人等

● 利用証の掲示

障害者等用駐車区画に駐車するときは、ルームミラーに利用証をかけるなど、外から見えるように掲示してください。

● 利用証の交付

千葉県(郵送のみ)と福祉課(妊産婦は健康こども課)で交付します。
※申請には、申請書と障害者手帳などの確認書類の提示が必要です。

問 福祉課障害福祉班

☎(84)1257 ㊚(84)2713

健康こども課健康づくり班

☎(82)3400

千葉県健康福祉指導課

☎043(223)3924

